

平成22年度決算に基づく
静岡市公営企業
経営健全化審査意見書

23 静監第 7 1 6 号

平成 23 年 9 月 2 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 海 野 洋

同 杉 原 賢 一

同 佐 地 茂 人

同 中 山 道 晴

平成 22 年度決算に基づく静岡市公営企業

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 22 年度決算に基づく静岡市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成 22 年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見

第 1 審査の対象

- 1 公営企業（法適用）
 - (1) 平成 22 年度 静岡市病院事業会計資金不足比率
 - (2) 平成 22 年度 静岡市水道事業会計資金不足比率
 - (3) 平成 22 年度 静岡市下水道事業会計資金不足比率
- 2 公営企業（法非適用）
 - (1) 平成 22 年度 静岡市簡易水道事業会計資金不足比率
 - (2) 平成 22 年度 静岡市農業集落排水事業会計資金不足比率
 - (3) 平成 22 年度 静岡市清掃工場発電事業会計資金不足比率
 - (4) 平成 22 年度 静岡市中央卸売市場事業会計資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

- 1 公営企業（法適用）

平成 23 年 6 月 20 日から平成 23 年 7 月 15 日まで
- 2 公営企業（法非適用）

平成 23 年 6 月 24 日から平成 23 年 8 月 17 日まで

第 3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。
- 3 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- 4 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第4 審査の結果

審査に付された下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められた。各事業会計の概要及び意見は、後述のとおりである。

(単位 %)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
清掃工場発電事業会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

第5 各事業会計の資金不足比率の概要及び意見

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては、流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業は、実質赤字額と事業規模で算定される。

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{各会計の実質赤字額}}{\text{事業規模}}$$

1 公営企業(法適用)

(1) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△3,967,148	△2,394,375	△1,572,773
流動負債等 a	2,572,357	4,426,060	△1,853,703
流動資産等 b	6,539,505	6,820,435	△280,930
事業規模 B	26,539,706	24,567,674	1,972,032
資金不足比率 A/B	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△39億6,714万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△15,213,515	△14,252,716	△960,799
流動負債等 a	1,502,487	1,597,571	△95,084
流動資産等 b	16,716,002	15,850,287	865,715
事業規模 B	10,007,719	10,049,974	△42,255
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△152億1,351万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

(3) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△3,190,859	△2,514,553	△676,306
流動負債等 a	3,067,306	2,973,936	93,370
流動資産等 b	6,258,165	5,488,489	769,676
事業規模 B	14,647,785	14,595,553	52,232
資金不足比率 A/B	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△31億9,085万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

2 公営企業（法非適用）

(1) 簡易水道事業会計資金不足比率

簡易水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△2,204	△2,207	3
歳出額等 a	356,498	425,294	△68,796
歳入額等 b	358,702	427,501	△68,799
事業規模 B	85,211	84,330	881
資金不足比率 A/B	—	—	

簡易水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△220万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

(2) 農業集落排水事業会計資金不足比率

農業集落排水事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,332	△1,461	129
歳出額等 a	240,458	585,823	△345,365
歳入額等 b	241,790	587,284	△345,596
事業規模 B	36,099	29,753	6,346
資金不足比率 A/B	—	—	

農業集落排水事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△133万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

(3) 清掃工場発電事業会計資金不足比率

清掃工場発電事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△123,599	△117,869	△5,730
歳出額等 a	501,275	467,214	34,061
歳入額等 b	624,874	585,083	39,791
事業規模 B	506,753	268,771	237,982
資金不足比率 A/B	—	—	

清掃工場発電事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△1億2,359万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

(4) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位 千円・比率 %・△印 負数又は減)

区 分	平成22年度	平成21年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△64,435	△65,594	1,159
歳出額等 a	714,188	777,638	△63,450
歳入額等 b	778,623	843,232	△64,609
事業規模 B	409,022	422,905	△13,883
資金不足比率 A/B	—	—	

中央卸売市場事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△6,443万円となり資金不足額が発生していないため、資金不足比率は算定されていなかった。

3 総括意見

各公営企業会計の資金不足比率は、資金不足額が発生していない結果となっていた。下水道事業会計においては、一般会計からの赤字補てんの補助金を繰入れることなく、収益的収支が黒字に転じていた。

また、病院事業会計においても、前年度に比べ赤字補てんの補助金が圧縮されていた。

今後も引き続き経営の効率化を実施し、一般会計からの補助金の圧縮を図りたい。

(注) 用語説明

【法適用企業】 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】 地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。